

2020年4月1日から新制度開始

# 受動喫煙対策がかわります。

令和元年度 第3回

## 受動喫煙防止対策に関する施設管理者向け説明会

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の制定により、施設管理者には受動喫煙防止対策を講じる義務が定められました。

2020年4月1日から、飲食店や宿泊施設、事業所など、多数の方が利用する施設は原則屋内禁煙となります。屋内に喫煙室を設ける際は、法令の定める技術的基準を満たさなければなりません。

このたび、施設管理者の方々が、今、理解しておかなければならない基本事項をお伝えする説明会を開催することとしましたので、お知らせします。「2020年4月1日までに何をすればいいのかわからない」、「喫煙室設置の技術的基準について具体的に知りたい」という施設管理者の方など、多くの方のご参加をお待ちしております。

日時

令和2年2月26日(水曜日)

【午前の部】午前10時30分から午後0時30分まで(午前10時開場)

【午後の部】午後2時から午後4時まで(午後1時30分開場) ※午前・午後は同内容です。

講義

1

### 受動喫煙防止対策に関する新たな制度について

～屋内原則禁煙、受動喫煙防止対策の実現に向けて～

東京都(受動喫煙防止対策担当)

(施設管理者の責務/施設ごとの規制内容/標識掲示の種類と掲示場所 等)

講義

2

### 喫煙室等設置の技術的基準に関する具体的な対応について

市川 英一氏(一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 労働衛生コンサルタント)

(技術的基準を満たす喫煙室の設置/正しい計測方法/好事例の紹介 等)

参加

無料(事前申込が必要です。)

会場

烏山区民会館 ホール(東京都世田谷区南烏山六丁目2番19号)

対象

東京都内にある施設の管理者、受動喫煙防止対策担当者等

※これまで施設管理者向け説明会に参加されたことのない方向けの初級編です。

定員

380名

締切

令和2年2月14日(金曜日)



参加方法は裏面をご覧ください!

東京都受動喫煙防止条例についてはHPを参照ください >>>



# FAX用申込書 兼 参加証 (FAX.03-6635-5301)

参加希望	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 午前・午後どちらでも良い ※どちらでも良い場合は、東京都で参加枠を決めさせていただきます。		
参加者氏名	フリガナ	役職	
施設種別	<input type="checkbox"/> 1 飲食 <input type="checkbox"/> 2 宿泊 <input type="checkbox"/> 3 娯楽 <input type="checkbox"/> 4 その他サービス(    ) <input type="checkbox"/> 5 事業所 <input type="checkbox"/> 6 その他(    )		
法人名・所属 (団体名)			
住所			
電話番号	FAX		
E-mail	その他	<input type="checkbox"/> 車いす利用	<input type="checkbox"/> 手話通訳利用
「個人情報の取扱いについて」(最下部参照)に同意する <input type="checkbox"/> →チェックしてください			

※会場の都合上、お申込みは1企業につき原則として2名様までをお願いします。(参加申し込み数が定員を超える場合は調整させていただきます。)

受付が完了いたしました。出席確認のため、本FAXを当日受付にご提出ください。	受付番号:
--	-------

お申込み方法

**WEB** <https://w2.ohwada-gumi.co.jp/setsumeikai/>

お申込みフォームはこちら

**E-mail** [setsumeikai@ohwada-gumi.co.jp](mailto:setsumeikai@ohwada-gumi.co.jp)

上記必要事項をご記入の上、件名「受動喫煙防止対策説明会申込み」としてお申込みください。



お申込み締切

令和2年2月14日(金曜日)

※会場の都合上、お申込みは1企業につき原則として2名様までをお願いします。(参加申し込み数が定員を超える場合は調整させていただきます。)  
結果の通知は2月19日(水曜日)までにお送りします。参加の可否の通知が届かなかった場合は事務局までご連絡ください。  
※当日の録音・録画はご遠慮願います。

### アンケートにご協力をお願いします

■ 貴所属における今後の喫煙対策

1 既に対応済(例:全面禁煙、新たに喫煙室を設置、既存の喫煙室を活用)  
 2 方向性を決定(例:全面禁煙、新たに喫煙室を設置、既存の喫煙室を活用)  
 3 検討中  
 4 未定  
 5 制度が分からない  
 6 その他(    )

■ 受動喫煙防止対策についてお聞きになりたいことを教えてください。  
(検討会、研修会、禁煙キャンペーン、社内ポスターなど、何でも)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_



■ お申込みに関するお問合せ  
受動喫煙防止対策説明会運営事務局  
(株式会社おおわだぐみ内 平日10時~18時まで)  
電話:03-6635-5255 FAX:03-6635-5301

■ 事業の内容に関するお問合せ  
東京都福祉保健局保健政策部健康推進課事業調整担当  
電話:03-5320-4361 FAX:03-5388-1427

■ 新制度に関するご相談やご質問  
東京都受動喫煙防止対策相談窓口  
0570-069690(もくもくゼロ)

個人情報の取扱いについて  
1.事業者の名称:株式会社おおわだぐみ(事務局運営) 2.個人情報保護管理者:株式会社おおわだぐみ個人情報管理者 3.利用目的:申込者管理、参加証等の送付 4.第三者提供について:頂いた個人情報を第三者に提供する事はありません。5.3の利用目的を達成するため、個人情報の取扱いを委託する場合があります。6.開示等のご請求については7.問合せ先にご連絡ください。7.問合せ先〒108-0073東京都港区三田2-14-4三田慶応ビジネス12F TEL.03-6635-5255 FAX.03-6635-5301 株式会社おおわだぐみ個人情報問合せ窓口 8.本人が個人情報を与えることの任意性及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果:個人情報の提供は任意ですが、不備があった場合は参加証等のご連絡ができない場合があります。

